

案内

令和4年度 北川村移住促進住宅募集案内

北川村役場 産業政策課

電話 32-1221

1. 申込みに当たっての注意事項

- (1) 受付後に申請内容について実態調査を行う場合があります。（事前通知はしません）
- (2) 入居者の決定は令和5年3月上旬で、入居は3月中頃の予定です。
- (3) 受付当日、書類等の審査を行いますので、家族の方以外の代理人の申込みはできません。
- (4) 申込みに必要な書類が不備の場合は受付できません。
- (5) 不正な申込みが発見されたときは、入居許可を取り消します。また、入居日までに世帯員の増減、勤務先等の変更等により申込時と条件が異なった場合も取り消しの対象となる場合もあります。

2. 申込書受付期間等

受付期間

令和5年2月15日(水)～令和5年2月24日(金)

8時30分～17時15分（12時～13時を除く）

受付場所

北川村役場 産業政策課

3. 募集する団地

団地名	所在地	建設年度	リフォーム 年度	間取り等	月額家賃		募集 戸数
久江ノ上移住促進住宅1号	久江ノ上 256-5	昭和58 年度	令和4年度	木造二階建、延床面積 146.08㎡和室5 洋室1（板の間）／DK ／浴／便	3年間	16,000円	1
					4年目 以降	32,000円	

4. 入居申込資格

北川村移住促進住宅は、移住者に良質な住宅を安い家賃で提供するため、国の補助を受けて建設したもので、入居に当たっては次に掲げるすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 現在、村外に住所を有する者で、規則の定める位置を生活の拠点として住所を有しようとするものであること。又は前述の状況から村内に本拠地を移して概ね一年以内の方、地域おこし協力隊の方。
- (2) 将来にわたって北川村を生活の基盤とし、永住する意思のある方。
- (3) 村税等の滞納がないこと。
- (4) その方及びその方と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 独立した生計を営み、家賃等を支払う能力のある方。
- (6) その他村長が必要と認める方。

5. 入居の手続き等

- (1) 入居決定者は、入居の決定のあった日から10日以内に、次の手続きを行ってください。
 - ア 入居決定者と同程度以上の収入がある方で村長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。
 - イ 敷金を納付すること。
- (2) 入居決定者がやむを得ない事情により入居手続を期間内にすることができない場合は、別に指示する期間内に手続きをすることになります。
- (3) 入居決定者が(1)または(2)の規定する期間内に(1)の手続きをしない場合は、入居の決定を取り消されます。
- (4) 入居決定者が(1)または(2)の手続をしたときには、村長が速やかに移住促進住宅の入居可能日を通知します。
- (5) 入居決定者は、(4)により通知された入居可能日から20日以内に入居しなければなりません。ただし、村長の承認を受けたときは、この限りではありません。

6. 敷金

- (1) 入居者は3ヶ月分の賃貸料を敷金として支払います。
- (2) 入居者が移住促進住宅を明け渡したときは、(1)に規定する敷金を還付します。ただし、未納の家賃又は損害賠償金のある場合は、敷金のうちからこれを控除します。
- (3) 敷金に利子は付きません。

7. 入居者の費用負担義務

以下の費用は、入居者負担となります。

- (1) 電気、ガス、水道料、インターネット等
- (2) 汚物及び塵かいの処理に関する費用
- (3) 共同施設又は給水施設及び污水处理施設の使用又は維持運営に要する費用
- (4) 美観環境保持に関する費用
- (5) 9の(6)に記してあるもの以外の移住促進住宅の修繕に関する費用

8. 申込みに必要な書類

- (1) 北川村移住促進住宅入居申込書（募集案内に同封してあります。）
- (2) 住民票（続柄、本籍等省略していないもの）
入居しない家族も含め、現在同居中の家族全員のものがが必要です（婚約者も同様）。
また、現在別居中の方で入居時に同居する親族がある場合は、住民票の他に親族関係を証明できる戸籍等が必要です。
- (3) 健康保険証
入居しようとする方全員の分が必要です。確認後、お返しします。
- (4) その他
必要に応じ、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。
なお、詳しいことは 北川村役場 産業政策課 までお問い合わせください。

9. その他

- (1) 入居に際しては、家賃3ヶ月分の敷金の納入及び1名の連帯保証人が必要です。
- (2) 入居後は、必ず入居申込者全員の住民票を住宅の住所(所在地)に移していただきます。
- (3) 入居後の家賃は、原則として口座振替で納入していただきます。
- (4) 入居後、申込時点の内容に変動があった場合は、所定の手続きが必要です。
- (5) 月額家賃は3年後に変わります。
- (6) 移住促進住宅の修繕に要する費用（破損ガラスの取り替え、壁の張替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器、その他付帯施設の構造上需要でない部分の修繕に要する費用）は、村の負担とします。